

印紙

## 介護分野就職支援金貸付借用書

年 月 日

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会会長 様

借受人は、次のとおり介護分野就職支援金を借用いたしました。

ついては、徳島県介護分野就職支援金貸付事業実施要綱の遵守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なくその債務を履行いたします。

連帯保証人は、借受人が借用した介護分野就職支援金の返還について、借受人と連帯してその返還の債務を負担いたします。

貸付総額		円也
------	--	----

〔借受人〕 貸付決定番号 ( )

住 所

氏 名

⑩

〔連帯保証人〕

住 所

氏 名

⑩

〔連帯保証人〕

住 所

氏 名

⑩

(注) 1 それぞれ本人が自署し、押印すること。

2 実印を押印し、その印鑑証明書を添付すること。ただし、借受人が未成年の場合は実印以外でも差し支えない。

印鑑登録証明書添付欄

--

(借受中、厳守する事項等について)

- 1 定められた償還方法、償還計画に従って償還期限までに償還金を支払わなければならない。
- 2 借受人が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該届を会長に提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届 (様式第 12 号)
  - (2) 従事先が変更になったとき 介護等業務従事先変更届 (様式第 11 号)
  - (3) 借受人が死亡したとき 借受人死亡届 (様式第 13 号)
  - (4) 連帯保証人を変更したいとき 連帯保証人変更申請書 (様式第 14 号)
- 3 会長は、借受人が次のいずれかに該当したときは、貸付けを取り消すものとする。
  - (1) 資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 4 借受人は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を納めなければならない。

ただし、当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等、当該延滞利子を徴収するために要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。
- 5 本会と債務者との間で調停または訴訟の必要が生じた場合には、本会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。
- 6 連帯保証人は、この契約により生ずる一切の債務につき、借受人と連帯してその責を負う。
- 7 以上の事項、その他については徳島県社会福祉協議会に問合せすることとする。